このリーフレットでは、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例に関する情報をお届けします。

切抜きのある表面右下、左下のほか、裏面の左下、右下の４箇所に音声コードを挿入しています。

　条例とは、長崎県が作ったきまりです。この条例は、障害のある人もない人も、お互いを認め合い、みんなが暮らしやすい平和な長崎県づくりを目指して、県民のみなさんが守らなければならない次のような約束事が決められています。

障害や障害のある人について正しく知ること、障害のある人への差別を禁止すること、差別がなくなるような工夫をすることです。

障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。